

第 4 回

富里市農業委員会議事録

令和 5 年 4 月 6 日（木）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第4回）

日 時 令和5年4月6日（木）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

農業委員

出席（8名）

1番	関	利	之	2番	伊	井	義	則
3番	塩	澤	英	一	4番	篠	原	美惠子
5番	相	川	克	義	6番	森	田	孝子
7番	田	上	友	子	8番	藤	崎	芳久

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和5年第4回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後1時23分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

篠原 美恵子 君、相川 克義 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。篠原委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

篠原委員。

篠原委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

申請概要は議案記載のとおりです。申請理由として、権利者は経営規模の拡大で申請地の近隣に農地を所有しており、譲渡人から譲渡の依頼があったためです。義務者は高齢であり後継者もないことから経営規模の縮小とのこと。申請地の位置は、南部共同利用施設から約100メートル位行った先に位置します。現況については、作物が作られておらず少し草が生えていましたが、ほぼ草刈りが行われ管理されていました。また、境界、進入路は確保されております。

次に権利者の営農状況については、自作地と借入地の合計約50,000平方メートルで、世帯員4人、従農4人で後継者もおります。トラクター3台、軽トラ2台、噴霧器など一式保有しており、取得予定地では人参と落花生を作るそうです。現在、所有している農地も効率的に耕作しており、農業経営規模を縮小させる行為も行っておりません。住所地から申請地までは約200メートルほどで徒歩3分です。以上から効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありますか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本件を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、所有権移転2を議題とします。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、森田委員が退席します。

議 長 しばらく休憩します。

(午後1時27分)

議 長 再開します。

(午後1時28分)

議 長 塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

申請概要は議案記載のとおりです。申請理由として、権利者は農業経営を引き続き行うため、義務者は権利者の要望によるものです。申請地は、二区の十倉東の信号を芝山方面に向かい200メートルほど進み右側に位置します。現況は農地としてきれいに手入れがされていきました。進入路は確保されており、第三者の権利もありません。権利者の農業経営状況として畑作で人参等を作付けしており、労働力は専業4人です。農機具は一式保有しており、営農計画として人参の作付けを計画しております。通作距離は約8キロメートル、車で14分程度です。第三者に委託する予定はなく効率的に利用されたいと考えます。

以上のことから申請書類の不備もなく許可相当と考えます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

よって、本案は許可と決定しました。

所有権移転2につきしては、議事が終了しましたので森田委員の入室を許可します。

議長 しばらく休憩します。

(午後1時30分)

議長 再開します。

(午後1時31分)

◎議案第2号

議長 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

なお、本件については、所有権移転2と関連がありますので一括議題といたします。採決は、所有権移転1と所有権移転2で分割して行います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1及び所有権移転2について、伊井委員及び関委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員及び関委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

申請概要は議案記載のとおりです。申請地は、七栄の獅子穴バス停付近から久能方面に向かった右側に位置します。転用用途は専用住宅です。概要は建築条件付売買予定地で29区画、次項の所有権移転2と合わせての区画になります。土地の選定理由は、市街化調整区域では

あるが、ライフラインも整っており、周辺環境が整備されていることから判断したとのことです。進入路は市道で確保されており隣接地との境界杭もありました。農振除外は平成10年6月10日見直しです。農地区分は第2種農地に該当します。権利者は過去に転用許可があり、隣接地に専用住宅を建築完了しています。工期は許可後から12月末を予定し、開発行為許可申請については令和5年3月9日に受付されています。土砂等の流出はコンクリートブロック積みとし、隣接地への流出を防止します。工事期間中の防災計画としては、計画地に仮囲いし建築資材等の飛散を防止します。また、誘導員を配置し、工事車両などの安全対策に努めるとのことです。排水計画について、雨水処理は宅内浸透、雑排水処理は合併浄化槽を設置、流末は側溝に流すとのことです。資力については、事業に必要な資金を上回る額の残高証明の添付がされており確認しました。

関委員 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請、所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。担当委員は伊井委員と私、関です。

申請概要は議案記載のとおりです。事業概要等は伊井委員が説明したとおりです、今回の物件は近隣の農地転用を伴う開発行為及び権利者の事業実績を考慮して許可相当と思われます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第2号 農地法第5条所有権移転1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議 長 次に、所有権移転2について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午1時37分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員